

# 鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金交付要綱

制定 令和4年6月16日第202200075539号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者(県内に主たる事務所又は原木市場を有する事業者(地方公共団体を除く。))をいう。以下同じ。)が、森林認証制度(独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林又は経営組織などを認証するとともに、認証された森林から算出される木材及び木材製品を分別し、認証材として表示管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する仕組みをいう。以下同じ。)により認証された県産材(以下「森林認証材」という。)の利用拡大及びSDGsの実践拡大に資するために行う制度の普及啓発の取り組みを支援し、もって適切な森林管理による森林資源の循環に貢献することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業実施主体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、同表の第4欄に定める額を限度とする。)とする。

3 鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年12月10日(休日の場合は、直前の平日)までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請を

することができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と2月28日(休日の場合は、その直前の平日)のうちいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の2月28日(休日の場合は、その直前の平日)

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

別表（第3条関係）

1 事業実施主体	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額	5 重要な変更
森林認証を取得済 また取得見込みの 県内事業者	(1) 森林認証材に関する普及啓発に係る経費 (2) 森林認証の取得等に係る経費	3 / 4 以内	1 5 0 千円	(1) 本補助金の増額 (2) 本補助金の30%を超える減額

- (1) 団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費、その他交付対象として不相当と認められる経費は補助対象外とする。
- (2) 森林認証を取得済の県内事業者が事業実施主体の場合、森林認証材に関する普及啓発に係る事業は、必須項目とする。

様式第1号（第4・7条関係）

〇〇年度鳥取県森林認証材普及拡大事業計画書（報告書）及び収支予算書（決算書）

1 事業計画（実績）

事業目的 （事業効果）	
目標数値 （目標数値の 達成状況）	
今年度の取組 の特徴	

2 事業費の内訳

（単位：円）

区分	事業概要	事業費	内訳		
			県費	その他収入	自主財源
合計					

（注1）対象事業に沿った内容となっているか確認の必要があるため、事業概要欄はできるだけ具体的な内容を記載すること（研修等についても研修名のみでなく具体的内容を記載すること。）。

（注2）一般課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	事業内容	問い合わせ先	備考

（注1）他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

（注2）「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※いずれかに○をしてください。

5 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

6 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備考
本補助金				
自己資金				
その他 ( )				
合計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備考
合計				

(注1) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類のほか、事業実施状況がわかる写真や資料を添付すること。

様

鳥取県知事 ○○○○

○○年度鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、交付申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金交付要綱（令和4年6月16日付第202200075539号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 ○○○○ 様

所在地  
名称  
代表者

○○年度鳥取県森林認証材普及拡大事業に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった○○年度鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金について、鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 ( 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 上記に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額	金	円
5 補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること